

『撰大人文学』の刊行および執筆等に関する申し合わせ

1993年6月8日制定

1995年10月17日改正

2000年2月15日改正

2005年4月12日改正

2014年12月8日改正

2017年3月17日改正

2017年12月5日改正

2018年12月4日改正

第1条 外国語学部（以下「本学部」という）は、教員の研究成果の発表を目的として、紀要『撰大人文学』（英文名The Setsudai Review of Humanities and Social Sciences）（以下「本誌」という）を刊行する。

② 刊行等の費用には、本学部予算の一部をもってあてる。

第2条 編集兼発行者は、撰南大学外国語学部『撰大人文学』編集委員会（以下「委員会」という）とする。

第3条 委員会は、学部長の指名を受けて委員長をおく。

② 委員長および委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

第4条 本誌は、原則として年1回刊行する。ただし、必要に応じて特別号を刊行することができる。

第5条 執筆者は、原則として本学部に所属する教員とする。ただし、学外の共同研究者との共同執筆はこの限りでない。

② 前項にかかわらず、本学部に関係のある者（非常勤講師・国際言語文化研究科院生等）は、委員会の承認を得て、投稿することができる。

第6条 本誌に掲載する著作は、次の5種に分類する。

1. 論文 : 原著性のある研究の成果
2. 研究ノート : 論文に比較し、主題・展開等がより限定的なもの
3. 実践報告 : 執筆者の教育経験に基づいた教育的な価値のある報告
4. 研究資料 : 原著性はないが、資料的価値のあるもの
5. 特別寄稿 : 委員会が必要と認めて依頼したもの

② 執筆者は、投稿に先立って、前項にかかげる5種の著作のうち、該当するものを明記した申込書を委員会に提出しなければならない。

第7条 投稿原稿は、邦文・中国語文の場合は、400字詰原稿用紙で50枚相当まで、欧文・その他の場合は、タイプ用紙（A4・ダブルスペース）で8,000 words相当までとする。

る。これを著しく超える投稿原稿については、委員会の議を経て、分割掲載することがある。

- ② 投稿原稿は、邦文・欧文・その他の別なく、邦文の要約（600字以内）を本文の前に記し、英文・その他による Summary（200 words 以内）を本文の後に記す。ただし、前条の研究ノート以下については、不要とする。
- ③ 注・参考文献などは、本文の後、Summaryの前に一括して記すものとする。
- ④ 本誌の版型は、B5版とし、縦組み・横組みについては、投稿者の希望に添うものとする。

第8条 投稿原稿の締切日は、委員会が決定し、発表する。

- ② 投稿原稿の受付日は、委員会に提出された日とする。

第9条 委員会は、投稿原稿について、本誌に掲載の適否を判断するため、審査委員会を構成し、審査を依頼する。

- ② 審査委員会は、原則として本学部の教員によって構成する。ただし、編集委員は審査委員を兼ねることができる。
- ③ 審査委員会は、互選により審査委員長を選出する。
- ④ 審査委員会は、投稿原稿の査読および調整等を行う。
- ⑤ 審査委員会は、必要ある場合、審査委員以外に査読を依頼することができる。
- ⑥ 審査委員会は、依頼を受けてから2週間以内に、審査報告書を委員会に提出するものとする。
- ⑦ 審査委員会は、委員会への報告終了をもって解散する。

第10条 委員会は、審査報告書を踏まえて、投稿原稿の掲載の可否を決定し、また、執筆者に対し、補筆、修正等を求めることができる。

- ② 執筆者は、委員会に対し、掲載の可否および補筆、修正等に関する説明を求めることができる。

第11条 校正は、投稿者が行い、原則として2校までとする。

- ② 校正時における大幅な原稿挿入および書き換え等は、原則として認めない。
- ③ 委員会および印刷所が指定する校正期間は、厳守されなければならない。

第12条 執筆は無償とする。ただし、執筆者は、当該論文等の抜刷50部の無償供与を受けることができる。

第13条 本誌の配布先は、委員会が選定する。

第14条 本誌に発表された著作物の著作権は、著者に属する。ただし、著者は、本誌発表著作物の全文を原則として本学学術機関リポジトリに掲載することを承諾するものとする。本誌に他著作権者の図表などを転載する場合には、著者が当該図表の著作権者の承諾を得るものとする。

付 則

1. この申し合わせは、1993年6月8日から施行する。
2. この申し合わせの改廃は、委員会の意見を聞き、本学部教授会が行う。
3. この改正申し合わせは、1995年10月17日から施行する。
4. この改正申し合わせは、2000年2月15日から施行する。
5. この改正申し合わせは、2005年4月12日から施行する。
6. この改正申し合わせは、2014年12月8日から施行する。
7. この改正申し合わせは、2017年3月17日から施行する。
8. この改正申し合わせは、2017年12月5日から施行する。
9. この改正申し合わせは、2018年12月4日から施行する。